

独立行政法人平和祈念事業特別基金の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員報酬等の支給状況

役名	平成15年度年間報酬等の総額			
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円
理事長	17,252	11,009	4,716	1,321 (特別調整手当) 206 (通勤手当)
理事 (1人)	15,212	9,670	4,170	1,160 (特別調整手当) 212 (通勤手当)
理事 (非常勤) (1人)				()
監事 (1人)				()
監事 (非常勤) (2人)	3,095	3,095		()

注1: 役員の間年報酬額は、本法人は平成15年10月1日に設立された法人であり、平成15年度の間年の支給実績が示せないため、法人の役員報酬規程等に基づき算出した推計額である。

注2: 「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

役員退職手当の支給状況(平成15年度中の退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間		摘要
		年	月	
理事長				該当者なし
理事				該当者なし
監事A (非常勤)				該当者なし
監事B (非常勤)				該当者なし

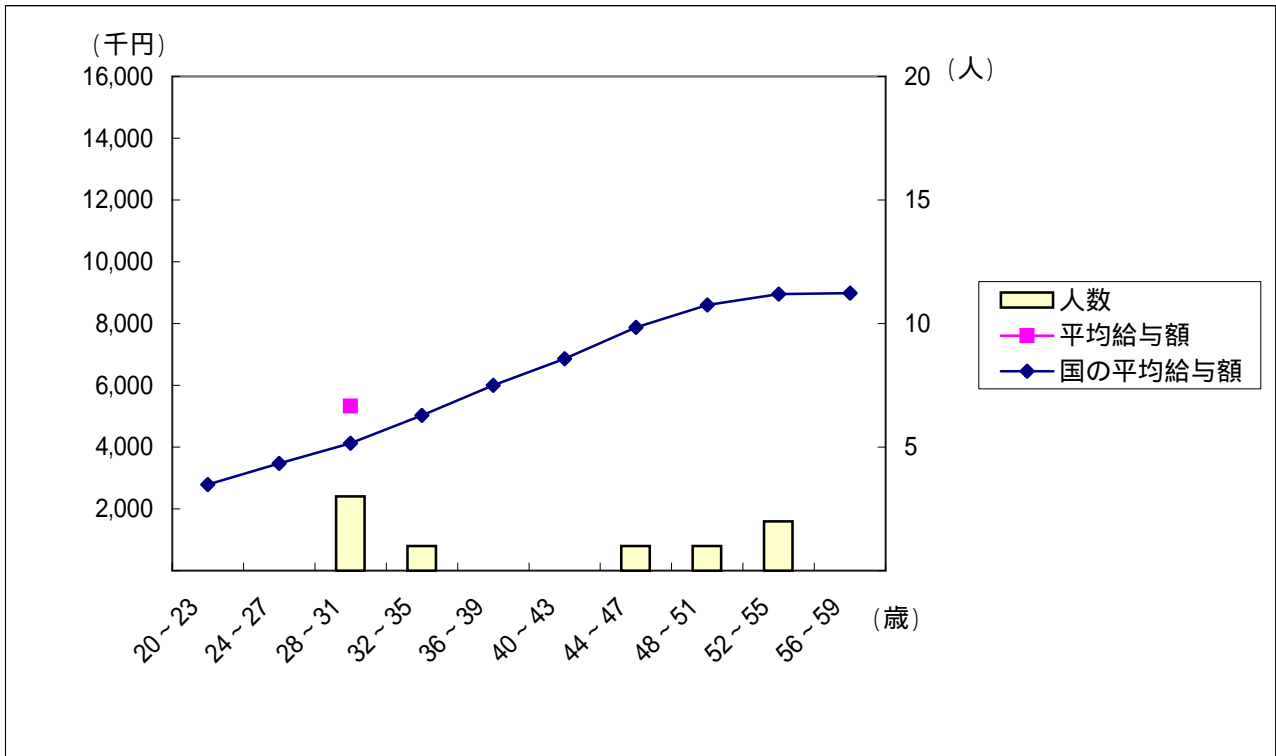
職員給与について

本項における職員の年間給与額は、本法人は平成15年10月1日に設立された法人であり平成15年度の年間の支給実績が示せないため、法人の職員給与規程等に基づき算出した推計額である。

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成15年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち 所定内	うち 賞与	
常勤職員	10人	45.5歳	8,507千円	6,217千円	2,290千円	
事務・技術	10人	45.5歳	8,507千円	6,217千円	2,290千円	
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	
在外職員	該当なし	人	歳	千円	千円	千円
任期付職員	該当なし	人	歳	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	
再任用職員	該当なし	人	歳	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	
非常勤職員	10人	43.7歳	3,503千円	2,729千円	774千円	
事務・技術	10人	43.7歳	3,503千円	2,729千円	774千円	
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	

年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:年齢32～35、44～47、48～51及び52～55歳の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
		歳	千円	千円	千円
部長	2	62.0	-	-	-
参事	3	53.5	-	10,953	-
副参事	1	44.5	-	-	-
上席主査	3	31.8	-	5,404	-
主査	1	30.5	-	-	-

注:部長、副参事及び主査の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

職級別在職状況等(平成16年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	11級	9級	8級	7級	4級	3級
標準的な職位		部長	参事	参事	副参事	上席主査	主査
人員(割合)	10	2 (20%)	1 (10%)	2 (20%)	1 (10%)	3 (30%)	1 (10%)
年齢(最高～最低)						32) 31	
所定内給与年額(最高～最低)						4,287) 3,776	
年間給与額(最高～最低)						5,783) 5,151	

注:11級、9級、8級、7級及び3級における該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(15年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 60.6	% 63.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 39.4	% 36.6
	(最高～最低)	(39.3～29.9)	(43.3～32.8)	(41.1～31.3)
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 69.4	% 65.2	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 30.6	% 34.8	% 32.6
	(最高～最低)	(31.1～30.2)	(36.0～33.3)	(33.5～31.7)

職員と国家公務員の給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員。ただし、在外勤務職員、任期付職員及び再任用職員を除く。)

対国家公務員(行政職(一))

121.7

対全法人

112.8

総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増 減	中期目標期間開始時 からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 101,527 (205,689)	千円 217,401	千円 (%) 11,712 (5.4)	千円 (%) - ()
人件費 ((A) + 退職手当繰入 + 法定福利厚生費)	千円 117,877 (238,575)	千円 251,961	千円 (%) 13,386 (5.3)	千円 (%) - ()
最広義人件費	千円 167,469 (338,425)	千円 357,993	千円 (%) 19,568 (5.5)	千円 (%) - ()

注1:「前年度」欄は(認)平和祈念事業特別基金の数値

注2:「当年度」欄中、下段の括弧は(認)平和祈念事業特別基金の数値を加えた数値

報酬・給与の考え方、改定について

1 役員報酬

平成15年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、理事長が、総務省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勧告し、その者の職務実績に応じ、増減することができる制度となっているが、平成15年度においては上記増減は実施しなかった。

役員報酬水準の改定内容

理事長 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成15年法律第141号)にあわせ、俸給の引下げ(1.2%)、期末特別手当の支給割合の引下げ(0.2月)を実施した。

理事 〔 同上 〕

監事(非常勤) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成15年法律第141号)にあわせ、非常勤役員手当の引下げ(500円/日)を実施した。

2 職員給与

人件費管理の基本方針

人件費管理に関しては、基本的に国の方針に準拠する。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準に関しては、基本的に国の水準に準拠する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の発揮した能率又は勤務成績の給与への反映方法については、基本的に国の方法に準拠する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	勤勉手当の算定に当たっては、理事長が勤務成績に応じて個別にそのつど定める成績率を乗ずることとしている。

ウ 平成15年度における給与制度の主な改正点

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成15年法律第141号)にあわせ、俸給月額引下げ(平均1.1%)、扶養手当額の引下げ(配偶者に係る手当額500円)、期末手当の支給割合の引下げ(0.25月)等、給与水準の見直しを実施した。

法人が必要と認める事項

報酬、給与の改定等については、引き続き国の方針に則って決定する。